

宮崎県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和2年12月

宮 崎 県

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
4 計画の進行管理と見直し	1

第2章 本県の状況

1 ギャンブル等の施設の状況	2
2 依存症患者の状況	4
3 精神保健福祉センターの取組状況	5
4 自助グループの活動状況	6

第3章 基本理念

	7
--	---

第4章 具体的な取組

1 予防教育・普及啓発	7
2 相談・治療支援	9
3 回復支援	12
4 その他	13

【参考資料】

宮崎県依存症対策推進協議会設置要綱	14
宮崎県依存症対策推進協議会委員名簿	15

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

ギャンブル等については、多くの人が競馬等の公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる一方、これらにのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせている人もいます。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復が十分可能であるにもかかわらず、本人及びその家族が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。また、社会全体がギャンブル等依存症に対する関心と理解を深め、その予防を図ることが重要です。

このため、国においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年7月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号）を制定しました。さらに、国は平成31年4月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定し、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくこととしています。

本県におきましては、平成30年度から依存症対策総合支援事業を実施し、専門の相談員による相談対応や家族教室の開催等に取り組んでいるところですが、今般、県の実情に即した「宮崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、関係機関と連携しながら、ギャンブル等依存症対策のさらなる充実を図ることとしました。

2 計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項の規定により都道府県が策定する計画です。

「第7次宮崎県医療計画」（平成30年2月策定）や「宮崎県アルコール健康障がい対策推進計画」（令和2年3月策定）等との整合性を図っています。

3 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間です。

4 計画の進行管理と見直し

3年間で実施する取組について、評価・検証を行いながら進行管理を行うとともに、必要に応じ見直しを行います。

第2章 本県の状況

1 ギャンブル等の施設の状況

(1) 各施設数

県内にあるギャンブル等の施設数（令和2年10月時点）は、次のとおりです。

「競馬」は宮崎市内に場外発売所があるほか、競走馬の育成を行う育成牧場もあります。「競輪」、「オートレース」、「モーターボート」も、県内にそれぞれの場外発売場があります。これらの公営競技は場外発売場で投票券を購入できるほか、電話やインターネットでも投票することができます。

「ぱちんこ」は県内各地域に115の遊技場があり、利用者が通いやすい環境にあります。

	競馬	競輪	オートレース	モーターボート	ぱちんこ
	場外発売所				遊技場
宮崎東諸県	1	1	1	1	38
日南串間				1	12
都城北諸県		1	1	1	21
西諸県					8
西都児湯					12
日向入郷		1	1	1	8
宮崎県北部					16
合計	1	3	3	4	115

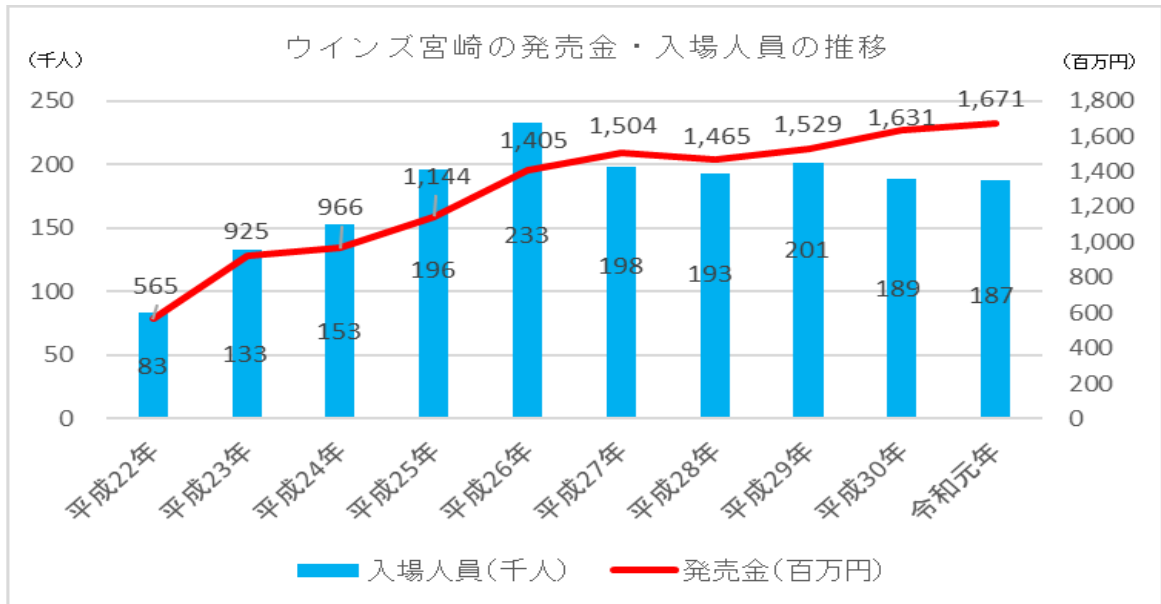
出典：各場外発売場のホームページ（競馬、競輪、オートレース、モーターボート）

宮崎県警察本部統計資料（ぱちんこ）

(2) 競馬の状況

日本中央競馬会ウインズ宮崎（平成22年2月27日開設）の発売金及び入場人員の推移は、次のとおりです。

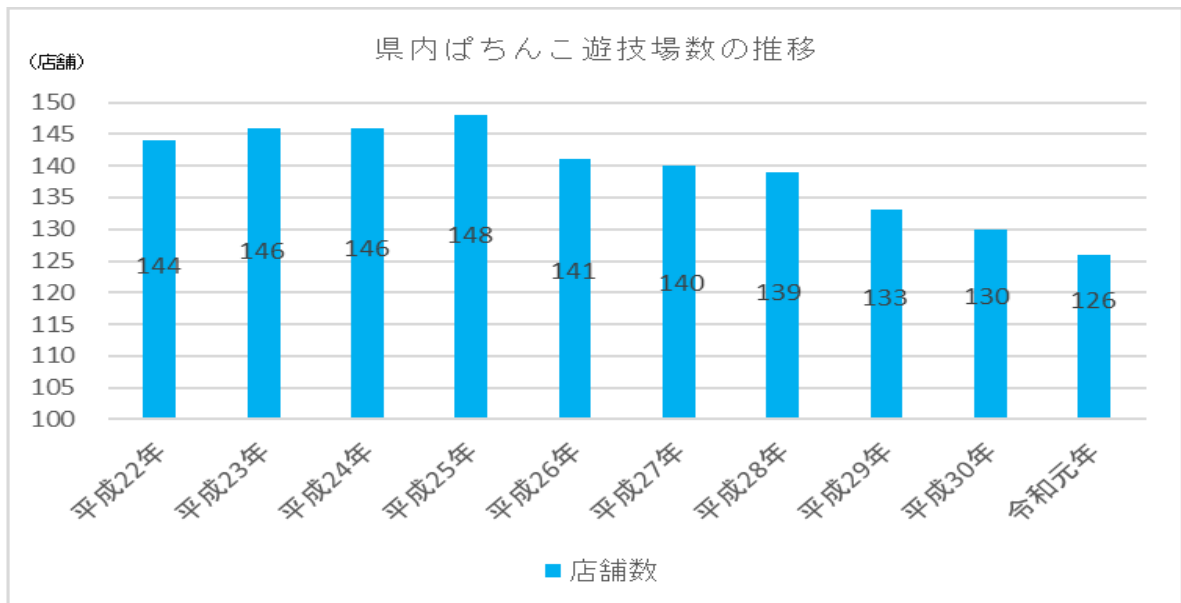
入場人員は平成26年をピークに減少傾向にあります。発売金は年々増加しています。



出典：日本中央競馬会ウインズ宮崎統計資料

(3) ぱちんこの状況

県内におけるぱちんこ遊技場の店舗数（各年末時点）の推移は次のとおりで、平成25年をピークに減少傾向にあります。



出典：宮崎県警察本部統計資料

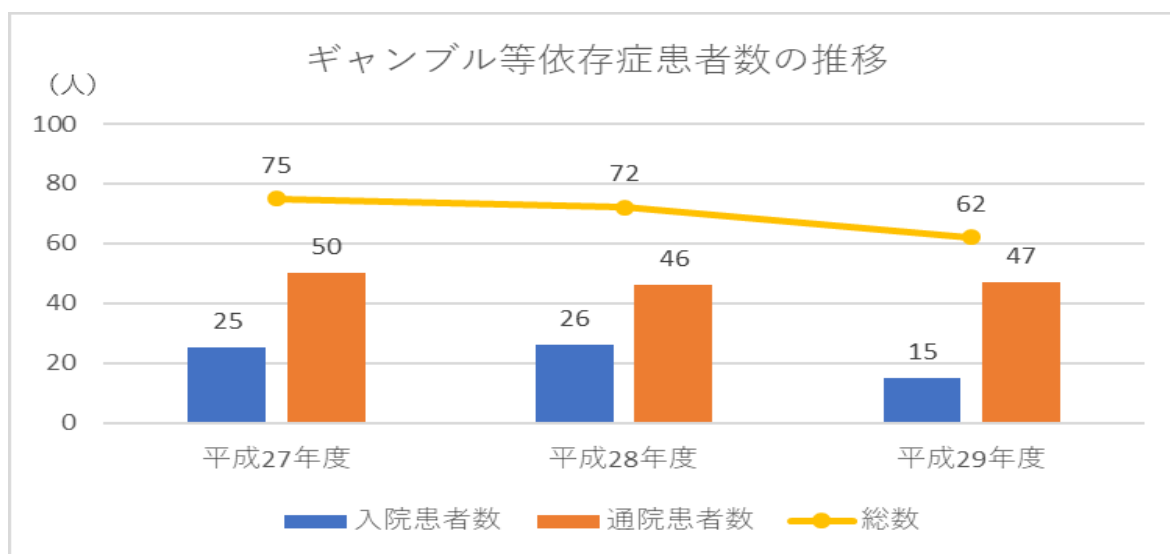
2 依存症患者の状況

(1) ギャンブル等依存症患者の受療状況

国立研究開発法人日本医療研究開発機構が平成29年度に実施した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」によると、過去1年以内でギャンブル等依存症が疑われる人の割合は成人の0.8%で、全国に約70万人いると推計されています。これを本県の平成29年の成人人口に置き換えると、約7,000人となります。

一方、本県でギャンブル等依存症の治療を受けている患者数は、入院と通院を合わせて平成29年度は62人でした。

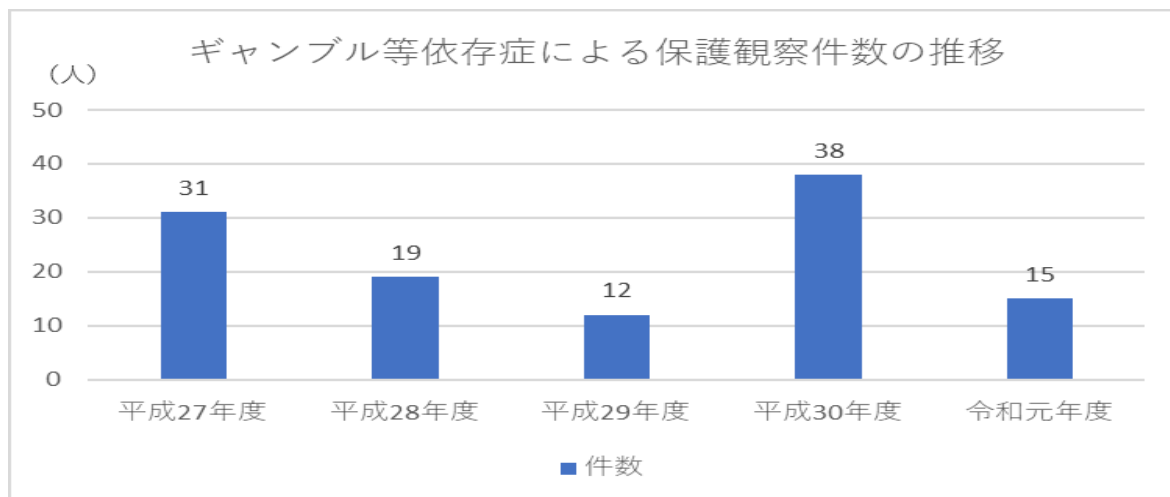
ギャンブル等依存症は精神疾患であり適切な治療が必要ですが、これらのことから、多くの方が治療を受けていないと推測されます。



出典：精神保健福祉資料調査（NDB）

(2) ギャンブル等依存症による保護観察の状況

本県において、ギャンブル等依存症の影響により保護観察となった件数は、ここ数年ほぼ横ばいであり、令和元年度は15件でした。



出典：宮崎保護観察所統計資料

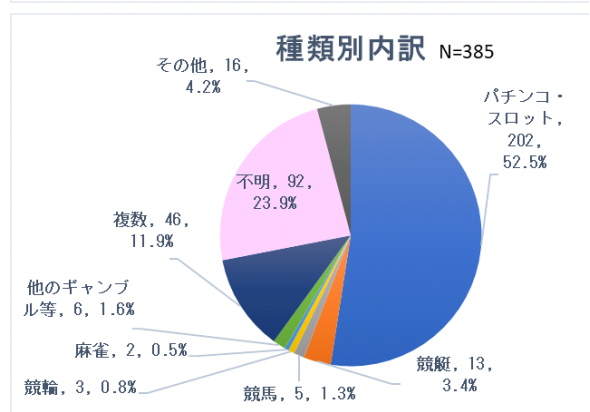
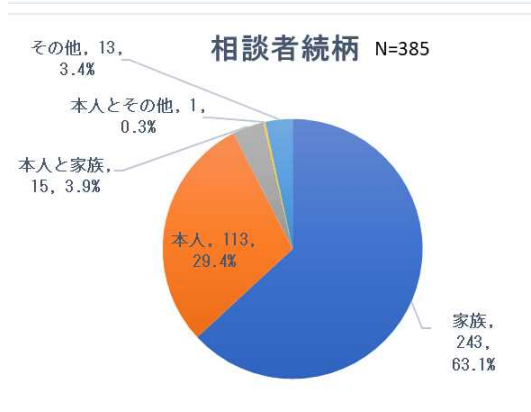
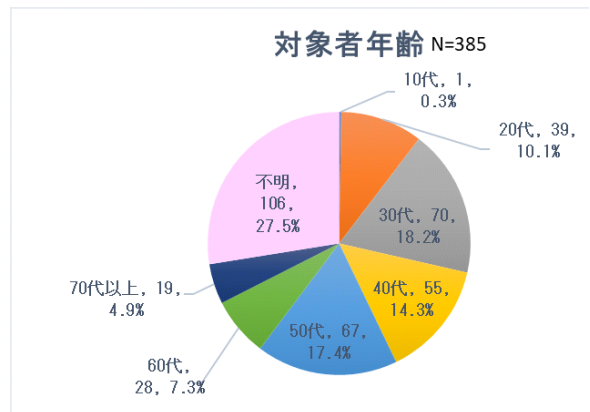
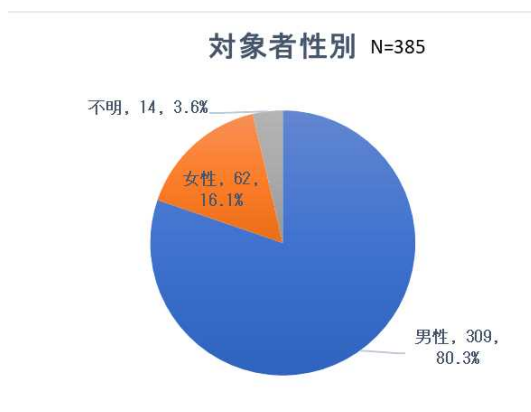
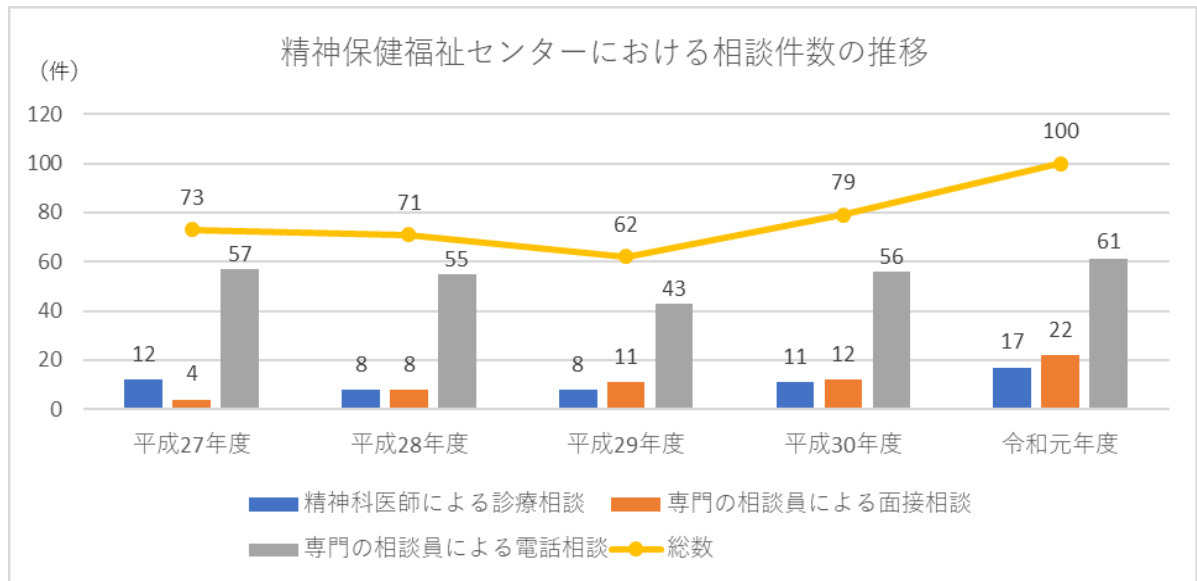
3 精神保健福祉センターの取組状況

(1) 取組の概要

本県の精神保健福祉センターは、ギャンブル等依存症の相談拠点として精神科医師による診療相談や専門の相談員による面接・電話相談を実施しているほか、関係機関と連携を図りながら家族教室や支援者向け研修等を開催しています。

(2) 相談の状況

精神保健福祉センターが平成27年度から令和元年度までに受けた相談（計385件）の状況は、次のとおりです。



4 自助グループの活動状況

(1) G A (Gamblers Anonymous)

- ・組織の概要 ギャンブルをやめたいと願う本人たちのグループです。
- ・ミーティング参加者数 10人程度
- ・活動状況(令和2年度) ミーティング(毎週所定の曜日)

(2) ギャマノン (GAM-ANON)

- ・組織の概要 ギャンブル等の問題によって影響を受けた家族、兄弟、友人等のグループです。
- ・会員数(令和2年度) 10人程度
- ・活動状況(令和2年度) ミーティング(毎月第1、3、4、5土曜日。第1週のみオープン)

<当事者の話>

そのときまでは、私はギャンブルとは無縁の人生でした。中高生のころは、むしろギャンブルに対しては嫌悪感を持っていました。

大学でいろいろなことがあり鬱のような状態になっていたとき、ひきこもりがちな私を見かねた友人がパチンコに誘ってくれました。初めはかけ金も少額でしたが、だんだんと高額になっていき、やがて生活費を削るようになりました。その頃は、パチンコが生活の中心になっていました。

やがて借金をするようになり、その借金の返済やパチンコの資金のために家の貯金を使い込むようになりました。使い込みが家族に知られ、二度とやらないと約束し尻拭いをしてもらいますが、しばらくすると罪悪感は薄れ、またパチンコに行き、借金・・・。その繰り返しでした。

「助けてくれ」。ある日、お金が底をついたとき、何者かに救いを求めています。そして、インターネットでG Aのことを知り、すがるような思いでミーティングに参加しました。「もうどうしようもない」と思っていた自分でしたが、初めてのミーティングの際、笑顔で迎えてくれた先行く仲間たちを見て「どうにかなるかもしれない」と思え、涙があふれました。

気が付けば、あれから12年以上がたちました。決して楽ではありませんでしたが、G Aのミーティングで仲間の正直な話を聞き、自分も正直に話し続けることで、「今日1日」たった1日パチンコに行かない日、そんな日々を4380回以上続けることができました。ただ、過ぎてしまえばそれだけの事のようにも思えます。

今、私には、妻と二人の子供がいて、毎日大変ながらもつらくはなく、たまにはみんなで笑って過ごし、幸せな日々を送っています。ギャンブルにのめり込んでいたころの自分を思い返すと、自分に起きたことは、やはり奇跡的なことなのかもしれません。ただ、この奇跡は誰にでも起こりうる奇跡です。あきらめずに、自助グループの仲間とともに回復の道を歩んでさえいけば。

【G A宮崎グループ 男性】

第3章 基本理念

国の「ギャンブル等依存症対策基本法」及び「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、本県のギャンブル等依存症対策の基本理念を次のように定めます。

- ・ ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な支援の実施並びに予防の徹底
- ・ 行政機関や関係事業者、自助グループ等が連携した取組の推進
- ・ ほかの依存症に関する施策や様々な社会問題に関する施策との連携

第4章 具体的な取組

ギャンブル等依存症対策を推進するに当たっての具体的な取組は次のとおりです。

1 予防教育・普及啓発

(1) 教育の振興

行政機関等による取組

- 県立学校や市町村教育委員会と連携しながら、生徒に対して、アルコール、薬物など物質への依存症に加えて、ギャンブル等依存症に関する指導を行います。
【スポーツ振興課】
- 学習指導要領の改訂を踏まえつつ、学校教育においてギャンブル等依存症に関する指導を行うことを目的に文部科学省が作成した教師用指導参考資料「ギャンブル等依存症などを予防するために」（平成31年3月）の活用を促します。
【スポーツ振興課】
- 各私立小中高等学校、専修学校及び各種学校と連携し、児童生徒に対する予防教育の促進、相談窓口や講演会等イベントの周知等による普及啓発に取り組みます。
【みやざき文化振興課】
- 地域の団体や学校等と連携しながら、児童生徒に対して各種依存症の予防に取り組むとともに、保護者等に対して依存症に関する知識やリスク等の理解促進を図ります。
【保健所】
- 民法改正（令和4年4月1日施行予定）に伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることにより、一人で有効な契約をすることができるようになるため、高校生等を対象に学校と連携した消費者教育を行います。
【県生活・協働・男女参画課（県消費生活センター）】

- 多重債務問題に関する啓発や県内の多重債務関係相談窓口を掲載したリーフレット等を作成し、市町村や関係機関窓口へ配布するとともに、県消費生活センターが行う出前講座やキャンペーン、多重債務者対策協議会構成団体等が行う行事等において配布し、幅広く周知を図ります。

【県生活・協働・男女参画課（県消費生活センター）】

- ギャンブル等依存症関連問題に関する啓発等の取組をより効果的に推進するため、民間団体との連携を図ります。

【宮崎保護観察所】

- ギャンブル等依存症があらゆる問題の背景に潜んでいる場合があることを踏まえ、パネル展の開催や福祉こどもセンター等を通じてリーフレットを配布するなど、啓発を実施します。

【精神保健福祉センター】

- 家庭や職場においてギャンブル等依存症や関連する問題が正しく認識され予防につながるよう、依存症は誰にでもなりうる可能性がある疾患であることやギャンブル等依存が日常生活に与える影響、回復支援の方法等の啓発に努めます。

【精神保健福祉センター】

- 県民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）において、積極的に広報活動を行います。

【障がい福祉課、精神保健福祉センター】

(2) 不適切なギャンブル等の誘因防止

関係事業者による取組

- メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、勝馬投票券購入内容を想起させるような表現、高額の中がある旨の表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないような広告を実施します。【ウインズ宮崎】
- ギャンブル等依存症を解説したリーフレット（精神科医の監修・JRA本部作成）を来場者に配布します。【ウインズ宮崎】
- 事業所内等で、ギャンブル等依存症問題に関する注意喚起のための啓発を行います。【ウインズ宮崎】
- 館内に掲示するレース開催告知ポスターや勝馬投票券の自動発売機に貼付するステッカー（ともにJRA本部作成）、ウインズ宮崎で実施するイベントを告知するチラシ等において、勝馬投票券を購入できる年齢（20歳以上）を告知し、競馬法第28条で規定する未成年者の勝馬投票券の購入禁止に関する注意喚起を行います。【ウインズ宮崎】
- 本人又はその家族が入場制限を申告したときは、JRA本部が定める手続きに沿って当該措置を実施します。【ウインズ宮崎】

- 適切な顧客対応の観点からギャンブル等依存症に関する知識を習得させるため、従業員への研修を行います。 【ウインズ宮崎】
- ぱちんこ遊技場やホームページ等において、ギャンブル等依存症問題に関する注意喚起を行います。 【宮崎県遊技業協同組合】
- 18歳未満の者のぱちんこ遊技場への立入りを防ぐため、広報活動を行います。 【宮崎県遊技業協同組合】
- 18歳未満の可能性があると認められる者に対し、身分証明書等により年齢確認を行い、18歳未満の者であった場合は退店していただきます。 【宮崎県遊技業協同組合】
- ギャンブル等依存症に関する知識の向上や、「のめり込み防止」を目的とした取組を促進するため、従業員への研修を行います。 【宮崎県遊技業協同組合】

行政機関等による取組

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第16条に基づき、ぱちんこ営業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝を行うことがないように指導します。 【警察本部生活安全企画課】
- ぱちんこ営業者が、18歳未満の者への入場制限対策を強化するよう指導します。 【警察本部生活安全企画課】

<予防教育・普及啓発に関する取組指標>

	現況値	目標値
ギャンブル等依存症パンフレットの配布場所	0か所 (令和2年度)	配布場所の増 (令和5年度)

2 相談・治療支援

(1) 相談支援の充実

関係事業者による取組

- 本人やその家族からの相談を電話やメールで受け付け、専門家（臨床心理士）が対応する相談窓口（公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター）について、事業所内に掲示するポスター・来場者に配布するリーフレット（ともにJRA本部が作成）で告知します。 【ウインズ宮崎】

- ギャンブル等依存症に関する相談があった場合に、必要に応じて支援機関、医療機関を紹介します。 【ウインズ宮崎】
- ギャンブル等依存症に関する相談があった場合に、円滑に対応できるよう従業員の研修を行います。 【ウインズ宮崎】
- 各遊技場に相談窓口を設置し、窓口の告知ポスターを遊技場内に掲示するとともに、ホームページ等も活用しながら窓口の周知を強化します。 【宮崎県遊技業協同組合】
- 各遊技場に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、相談に対応できる体制を強化します。 【宮崎県遊技業協同組合】
- 相談者に対し、必要に応じて自助グループや各種相談機関、医療機関等を紹介します。 【宮崎県遊技業協同組合】
- 1日の遊戯使用上限金額を利用者自らが申告し、設置値に達した場合、従業員が当該利用者に警告する「自己申告プログラム」や、本人同意のない家族申告による入店制限の導入強化に取り組みます。 【宮崎県遊技業協同組合】

行政機関等による取組

- ギャンブル等依存症である者及び家族等に対し、県内相談機関と連携し、情報提供や相談窓口の案内を行います。 【県生活・協働・男女参画課（県消費生活センター）】
- 引き続き、精神保健福祉センターをギャンブル等依存症相談拠点として位置づけ、県内の相談・回復支援体制の整備を図ります。 【精神保健福祉センター】
- ギャンブル等依存症の当事者及び家族を対象に電話や来所相談、専門の医師による相談（診療相談）を実施します。また、相談者の状況に応じて医療機関、自助グループ、その他適切な相談機関等の紹介を行います。 【精神保健福祉センター、保健所】
- 国等が実施する研修に精神保健福祉センターや保健所等の職員を派遣することにより、相談支援技術の向上や専門知識の習得を促進します。 【障がい福祉課】
- 相談対応者に対し、あらゆる問題の背景にギャンブル等依存症に関する問題が潜んでいる場合があることの周知を図り、早期発見・早期介入に対応できる環境を整備します。 【精神保健福祉センター】
- 本人や家族から寄せられる精神的問題、生活問題等に対し、背景にギャンブル等依存症に関する問題が確認された場合、早期に適切な相談や支援につなげます。 【精神保健福祉センター】
- ホームページやリーフレット等の媒体を通じて県民に対し、ギャンブル等依存症に関する相談窓口を周知します。 【精神保健福祉センター】

- 公共施設や啓発イベント等、多くの県民が利用する場所に相談先や自助グループ等のリーフレット等を配布し、相談・回復支援窓口の周知を図ります。
【精神保健福祉センター】
- 精神保健福祉センターにおいて、家族教室を開催し、ギャンブル等依存症の当事者への関わり方について学んでいただくとともに、家族自身の心身の健康を支援します。
【精神保健福祉センター】
- 精神保健福祉センターにおいて、保健所や市町村、関係機関に対し研修等を実施することにより、相談支援を行う人材育成を図ります。
【精神保健福祉センター】
- ギャンブル等依存症の当事者及び家族に対し、適切な医療機関や自助グループ等を紹介する等関係機関を連携し、進行予防及び回復につながる情報提供や相談支援を行います。
【精神保健福祉センター】

(2) 適切な医療の提供

行政機関等による取組

- ギャンブル等依存症の当事者に対し適切な医療を提供することができる専門医療機関について、国の基準を踏まえた上で選定するとともに、ホームページ等を活用して広く県民に周知します。
【障がい福祉課、宮崎県精神科病院協会、宮崎県精神科診療所協会】
- ギャンブル等依存症の当事者が身近な地域で必要な医療を受けられるよう、各種相談窓口等と医療機関とのネットワークを県内各地で構築します。
【障がい福祉課、精神保健福祉センター、保健所】
- 国等が実施する研修に医療機関の従事者を派遣することにより、医療技術の向上や専門知識の習得を促進します。
【障がい福祉課】

<相談・治療支援に関する取組指標>

	現況値	目標値
各種依存症支援者養成研修受講者数	93人 (令和元年度)	300人 (令和3～5年度)
ギャンブル等依存症専門医療機関の選定数	0か所 (令和2年12月時点)	3か所以上 (令和5年度末時点)

3 回復支援

(1) 社会復帰の支援

行政機関等による取組

- ギャンブル等依存症対象者が医療機関を受診し、自助グループへ参加できるよう、ハローワークや宮崎県就労支援事業者機構等の就労支援を行う機関と連携し、雇用者の理解促進のための啓発を行います。【宮崎保護観察所】
- 会員弁護士向けにギャンブル等依存症に関する広報物を発行し、弁護士の対応能力の向上を図るほか、各種講演会やシンポジウムに講師を派遣するなど、ギャンブル等依存症のない社会を目指します。【宮崎県弁護士会】
- 精神保健福祉センターや保健所、市町村において、各種相談窓口や医療機関、自助グループ等の情報をまとめた「こころのハンドブック」やホームページを活用し、ギャンブル等依存症の当事者の円滑な社会復帰を支援します。【精神保健福祉センター、保健所】
- ギャンブル等依存症の当事者の社会復帰に対する支援が円滑に進むよう、ギャンブル等依存症は回復可能な病気であることを啓発するとともに、ギャンブル等依存症に対する正しい理解を社会全体に浸透させます。【精神保健福祉センター】
- 依存症回復トレーニングプログラムを実施し、必要に応じて医療機関や自助グループ等を紹介する等、円滑な社会復帰を支援します。【精神保健福祉センター】

(2) 自助グループとの連携

自助グループによる取組

- アディクション・フォーラム宮崎を開催し、ギャンブル等依存症を含むアディクション問題の当事者による体験発表や専門家による講演、交流会等を行います。その中で、アディクション関連問題への対応や解決策の検討を行うほか、一般県民に対する啓発等に取り組みます。【アディクション・フォーラム宮崎実行委員会】
- ギャンブル等依存症を含むアディクション関連の自助グループや団体の紹介、関連書籍の販売を行うとともに、モデルミーティングを開催します。【アディクション・フォーラム宮崎実行委員会】

行政機関等による取組

- ギャンブル等依存症の回復においては、自助グループの活動が重要な役割を担っているため、回復支援において果たす役割等について県民に周知を図ります。【精神保健福祉センター】

- 自助グループに対して必要な機会や場所を提供するなど、活動に対する支援を推進します。【精神保健福祉センター】
- 効果的な啓発及び相談支援を行うに当たって、精神保健福祉センターや保健所等が自助グループの機能を活用するとともに、互いの機能を高め合いながら連携を図ります。【精神保健福祉センター】

4 その他

(1) 関係機関との連携

- 「宮崎県依存症対策推進協議会」で情報共有や意見交換を行うことにより、ギャンブル等依存症の発生・進行・再発の各段階に応じた支援体制の強化を図ります。【障がい福祉課】
- 地域協議会や保健所、関係団体等により構成される「宮崎県精神保健福祉連絡協議会」でギャンブル等依存症に関する情報共有を行うことにより、各地域における支援体制の構築を促進します。【精神保健福祉センター、保健所】
- 関係機関により構成されるブロック会議を県内各地域で開催し、地域の実情に即した取組について検討を行います。【障がい福祉課、精神保健福祉センター、保健所】

(2) 調査研究の推進

- 「宮崎県依存症対策推進協議会」等を活用し、ギャンブル等依存症に関する県内の実態や課題を把握します。【障がい福祉課】

【参考資料】

宮崎県依存症対策推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 各種依存症の支援体制やネットワークの確立を目指し、総合的・効果的な依存症対策について関係機関及び関係団体等が協議・連携するため、宮崎県依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討等を行う。

- (1) 専門医療機関の選定に関すること
- (2) 医療機関間の連携に関すること
- (3) 各種依存症の地域支援計画に関すること
- (4) その他依存症対策に関する必要な事項

（組織等）

第3条 協議会は、会長及び委員で構成し、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 別表に掲げる委員のうち、県以外の所属の委員については、当該所属が選任し、福祉保健部長が依頼するものとする。

（会長等）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会）

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して協議会への出席を求めることができる。

（実務者会議）

第6条 協議会は、専門的な事項について、協議・検討等を行うため、必要に応じて実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議における協議・検討等の内容については、協議会で報告するものとする。

3 その他実務者会議の設置に関する必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月13日から施行する。

宮崎県依存症対策推進協議会委員名簿

(令和2年12月現在)

所 属	役 職	氏 名	
宮崎県精神科病院協会	副会長	鮫 島 哲 郎	
宮崎県精神科診療所協会	顧 問	細 見 潤	
宮崎県医師会	常任理事	吉 田 建 世	
宮崎県弁護士会	ギャンブル依存症対策委員会委員長	塩 地 陽 介	
宮崎県薬剤師会	常務理事	黒 木 武	
宮崎県小売酒販組合連合会	会 長	齊 藤 一 生	
宮崎県遊技業協同組合	専務理事	木 室 克 久	
宮崎県断酒友の会	理事長	藤 山 学	
宮崎保護観察所	統括保護観察官	山 田 健一郎	
県	警察本部生活安全企画課	課 長	久米田 勇 二
	教育委員会スポーツ振興課	課 長	押 川 幸 廣
	生活・協働・男女参画課	課 長	山 崎 博 信
	健康増進課	課 長	川 越 正 敏
	医療薬務課薬務対策室	室 長	林 隆一朗
	県立宮崎病院精神医療センター	センター長	河 野 次 郎
	保健所長会	都城保健所長	瀧 口 俊 一
	精神保健福祉センター	所 長	直 野 慶 子
	障がい福祉課	課 長	重 盛 俊 郎